

定例記者会見 資料	夏休みにおける少年の非行・犯罪被害防 止と有害環境の浄化について	令和6年7月17日 生活安全部
--------------	-------------------------------------	--------------------

1 趣旨

夏休み期間中の少年は、解放感から

- ・ 深夜はいかい、喫煙、飲酒等の不良行為
- ・ インターネットやSNSの利用に起因する犯罪被害

のおそれが高いことから、こども家庭庁では、7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定めており、県ではこれに合わせて7月から8月にかけて「青少年の非行・被害防止県民運動」を展開している。

このことから、県警察では、関係機関・団体と連携して、少年の非行防止と犯罪被害防止活動、有害環境の浄化を推進しようとするもの。

2 夏休み期間中に懸念される少年非行など

- ・ 開放的な雰囲気から、飲酒や喫煙、深夜はいかい等の非行に走ったり、性犯罪にあう危険が増えます。
- ・ SNSで知り合った相手から性被害を受けたり、チャットでの不用意な発言や「自撮り画像」送信が原因で、「晒す」などと脅され、大きなトラブルに発展した例もあります。

※ SNSの利用に起因する福祉犯検挙等の状況（岩手県内・過去5年）

年次別・区分	元年			2年			3年			4年			5年		
	検挙 件数	検挙 人員	被害 者数	検挙 件数	検挙 人員	被害 者数	検挙 件数	検挙 人員	被害 者数	検挙 件数	検挙 人員	被害 者数	検挙 件数	検挙 人員	被害 者数
総 数	23	20	20	47	27	24	20	17	14	18	15	11	25	20	21
児童福祉法				1			1	1	1						
児童買春・児童ポルノ禁止法	10	8	9	20	11	9	7	4	4	14	12	9	15	14	14
青少年環境浄化条例	13	12	11	26	16	15	12	12	9	4	3	2	10	6	7
出会い系サイト規制法															

3 お願いする広報のポイント

- (1) インターネットやSNS利用について、それぞれに内在する危険性及び家庭内でのルールづくりとフィルタリング利用の促進
- (2) 外出時の門限や規則正しい生活をするための家庭内でのルールづくり
- (3) 飲酒と喫煙は20歳からであることの再確認
- (4) 酒類・たばこ販売時における年齢確認の徹底